

平成29年2月17日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

議会運営委員会委員長 吉村善明

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成29年1月26日(木)～27日(金)
- 2 派遣場所 神奈川県鎌倉市議会 愛知県安城市議会
- 3 調査事件 (1) タブレット端末の導入について
(2) タブレット端末導入による議会ICT化の取組について
- 4 派遣委員 吉村善明 山田耕三 吉波伸治 白本和久 福中眞美
樋口清士 浜田佳資 恵比須幹夫 改正大祐 松本守夫
- 5 概要 別紙のとおり

生駒市議会 議会運営委員会視察報告

【目的】

これまで、生駒市議会は、二元代表制のもと、その役割と責務を踏まえ、市民との情報共有や議案審議の充実、政策立案と提言のための調査活動の充実に向け取り組んできたが、この取組をより確かなものとするため、「生駒市議会基本条例」を平成26年1月1日から施行している。

今回の視察では、一般質問または、議案審査において、視覚的な情報に基づく円滑な情報共有による効果的な質疑応答を行うことや、ペーパーレス化の観点から、全国の地方議会でタブレット端末の導入が徐々にではあるが進みつつある状況を受け、議会基本条例第23条に基づく見直し手続きにおいて、タブレット端末の導入や活用方法等について検討する必要があるとの委員からの意見を協議した結果、本件を今年度の当委員会の調査テーマとすることを決定したことから、今後の生駒市議会におけるタブレット端末導入の協議の参考とするため、先進的にタブレット端末を導入している、神奈川県鎌倉市議会及び愛知県安城市議会における取組を調査するものである。

神奈川県鎌倉市議会 平成29年1月26日(木) 午後1時～2時30分

【鎌倉市の概要】

鎌倉市は、三方が低い山で囲まれ海に面する地であり、源頼朝が幕府を置き、日本で初めての武家政権が樹立され、それまでの貴族支配に替わる武家の支配を築いた場所である。1230年頃になると、幕府は全盛期を迎え、鎌倉は政治、軍事、外交、文化などあらゆる面で日本の中心地となり、当時の築港である和賀江島を通じて中国の宋や元との交易が盛んに行われ、禅宗、禅宗様建築、仏像彫刻、彫漆など様々な中国文化がもたされた。それらは長い年月のなかで守り続けられ、今日でも中世の社会を支えた繁栄の歴史と華やかな文化を伝えている。

明治初期には、現鎌倉市域を含む鎌倉郡を管轄する郡役所は戸塚（現横浜市戸塚区）に置かれ、明治中期以降、保養・別荘地として、昭和以降に観光地として改めて「都市・鎌倉」の発展がなされたことから、中世以来の建造物はほとんど存在せず、文化遺産として価値の高い中世都市の遺構の多い地域である。

○ タブレット端末の導入について

1 タブレット端末の導入経緯について

平成26年11月の議会運営委員会において、議場へのパソコンの持ち込み、議会ICT化及び資料等のペーパーレス化について協議が開始される。その協議の中で、専門部会（3人）を立ち上げ、研究・検証を行うことが確認され、専門部会からの提案で、翌月には議会運営委員会での確認のもと、使用体験の実施と操作方法等の勉強会が4回実施された。その勉強会を経て、翌年2月の議会運営委員会で、2月定例会の常任委員会審査における使用体験を実施することの確認をはじめ、全員協議会室へのICT機器の持ち込みを暫定的に許可することと、専門部会から使用体験の結果等を受け、議会運営委員会で導入の是非を協議することが確認された。また、執行部の職員に向けた勉強会も開催された。

2月定例会の常任委員会審査における使用体験を踏まえて、専門部会から議長に対し、答申（検討結果報告）が行われ、同年5月の議会運営委員会において、タブレット端末を導入することが確認された。また、仕様書等を作成するために、各会派から意見を提示してもらい、議会運営委員会で仕様に盛り込む内容について協議していくことも確認された。

(1) 仕様等の概要（会議システム）

- ア データはクラウド（データセンター）管理とすること。
- イ 20GB以上とすること。
- ウ 執行部説明時などにおいて、説明員と同じ画面を表示させることが可能であること。
- エ 会議中も自由に資料のページ移動が可能であること。
- オ 資料ごとの公開期間の設定ができること。
- カ 検索機能があること。
- キ フォルダについて、階層を有していること。
- ク 手書き（テキスト）メモが使えること。
- ケ PDF・動画が閲覧可能であること。
- コ 管理者権限機能があること。
- サ サーバーへのアクセス制限が可能であること。

(2) 仕様等の概要（グループウェア及びタブレット端末）

【グループウェア】

- ア カレンダーを用いたスケジュール管理ができること。
- イ 議員・事務局・執行部間の各種連絡事項の通知が可能であること。

【タブレット端末】

- ア 調達台数は、最大39台
- イ Apple製 iPadAir2以降に発売された機種とすること。
- ウ 公費により調達し、貸与すること。
- エ 端末認証、ユーザー認証が可能であること。
- オ ファイル、通信を暗号化すること。
- カ アプリケーションのインストール制限を設けること。

(3) その他の決定事項

- ア プロポーザル方式により事業者を決定する。
- イ 2年間の長期継続契約とする。
- ウ 傍聴者用のタブレット端末は用意せず、紙資料とする。
- エ タブレット端末の調達等に係る費用は、公費負担とする。
- オ 新たに選出された議員は、前議員からタブレット端末を引き継ぐこと。

(4) 選定のながれ

- ア 平成28年6月23日 鎌倉市議会ICT化会議システム等導入業務事業者選定委員会を設置
(※委員会は、議会事務局長、局次長、情報推進課長、総務課長、財政課長により構成)
- イ 平成28年7月5日 第1回選定委員会を開催
(※審査基準・プロポーザルのスケジュール等を確認)

(5) プロポーザルのスケジュール

- ア 平成28年7月8日 公募開始（公告）
- イ 平成28年7月22日 参加受付締切
- ウ 平成28年7月27日 質問受付締切
- エ 平成28年8月3日 提案書提出締切

- オ 平成28年8月 9日 審査（第2回選定委員会）
- カ 平成28年8月15日 審査結果通知
- キ 平成28年9月26日 タブレット端末等の契約締結
- ク 平成28年10月5日 会議システムの契約締結

(6) 契約金額の内訳

・ 会議システム	520,720円
・ タブレット端末等	5,854,400円
計	6,375,120円

（※すべて、議会費から支出）

【参考】

予算要求金額（※初年度のみ（8ヶ月分）の金額）

内訳：

・ 無線LAN	約3,230,000円
・ プリンター	約 100,000円
・ 会議システム等	約 410,000円
・ タブレット端末等	約1,900,000円
計	約5,600,000円

(7) 契約後のながれ

- ア 平成28年10月25日 タブレット端末納品
- イ 平成28年11月 7日 議会運営委員会を開催
（※タブレット端末の使用基準・紙の使用範囲等を協議）
- ウ 平成28年11月16日～18日 事業者による研修会の開催
- エ 平成28年11月16日～17日 模擬本会議・模擬委員会を開催

2 タブレット端末の運用について

(1) 会議における活用方法について

- ア 会議資料の閲覧
- イ 委員長報告等の原稿閲覧
- ウ 説明、答弁または原稿の閲覧

(2) 会議外における活用方法について

- ア 市民からの意見聴取、視察等における資料の閲覧

イ 情報収集

ウ 議員相互及び市（執行部及び事務局含む）との情報伝達（災害時等の緊急情報の伝達等）

(3) 会議システム等の導入によるメリット

ア ペーパーレス化の実現

※ 紙・印刷代が一定例会で150万円～160万円かかっていたものを削減できた。

イ 会議開催通知や執行部からの情報提供等の必要な情報をすぐに得ることができる。【議員】

ウ 紙資料に係る作業量の軽減【職員】

※ 会議の通知や案内が便利になり、労務負担の軽減や経費を削減できた。

エ カラー印刷資料、写真等の準備が容易

(4) 会議システム等の導入による課題点等

ア 複数の資料比較（予算書や決算書等）

イ データの保存期間とサーバーの容量との問題

ウ 傍聴者への対応

3 今後において考えている（考えられる）活用方法について

本会議場のスクリーンへタブレット端末の画面を表示させ、一般質問等に活用する。



鎌倉市議会での調査

【安城市の概要】

安城市は、昭和27年5月5日に市制を施行し、県下13番目の市として誕生した。明治用水の豊かな水にはぐくまれ「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきたが、中部経済圏の中心である名古屋市から30キロメートルという距離や、豊田市などの内陸工業都市や碧南市などの衣浦臨海工業都市に隣接するという地理的条件にも恵まれ、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出、住宅団地の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできた。また、工場や住宅がたくさんできたことによって商業も盛んになり、現在では18万人を上回る人口に増加し、農・工・商業のバランスのとれたまちとなっている。

○ タブレット端末の導入による議会ICT化の取組について

1 安城市議会ICT推進基本計画の策定に至った経緯について

平成22年7月、市民に向けた市議会に関するアンケート調査結果を踏まえ、市民に信頼され機能する市議会を目指し、更なる議会改革にスピード感をもって取り組んできたが、その後において「開かれた議会」を確立するために、平成27年1月には「安城市議会基本条例」が施行された。その後、更なる議会の見える化、効率的な議会運営、議会・議員の活性化などを図るために「ICTの利活用」が掲げられたことから、議会ICT推進プロジェクトチームが組織されるとともに、具体的な推進のために同計画が策定された。

(1) ICT化のながれ

- 平成24年度 ・各会派に公費でノートパソコンを配布する。
(3人につき1台)
- ・議員控室のWi-Fi化(無線LAN)を実施する。

- 平成25年度 ・議会運営委員会で、タブレット端末導入先進市議会の神奈川県逗子市議会を調査する。

- 平成26年度 ・議会運営委員会で、タブレット端末導入先進市議会の埼玉県飯能市議会を調査する。

- ・議会改革検討委員会で「議会の見える化」に対する議会ICT化の議論を開始する。

- 平成27年度
- ・議会改革検討委員会の下部組織として、議会ICT推進プロジェクトチーム（6名体制）を設置する。
 - ・検討事項をプロジェクトチームで決定する。
 - ・全議員対象に、ペーパーレス会議システムのデモを実施する。
 - ・**安城市議会ICT推進基本計画**を策定する。
ペーパーレス会議システム及びグループウェアのソフトウェアを選定する。
 - ・タブレット端末の機種を決定する。
 - ・タブレット端末の納入業者を競争入札により決定する。
 - ・電子スケジュールとグループウェアの運用を開始する。
 - ・市議会の情報通信機器使用基準を決定する。
 - ・タブレット端末利用講習会を実施する。
 - ・全員協議会においてペーパーレス会議を試行する。

(2) **ICT推進基本計画**における実施する事業と実施済みの事業

ア 市民との情報共有

- (ア) ウェブサイト見直しによる分かりやすい議会情報の公開
- (イ) 議会録画映像のスマートフォン・タブレット端末での視聴への対応
- (ウ) 本会議及び全員協議会のインターネットライブ中継
- (エ) 委員会などのインターネットライブ中継
- (オ) SNSを活用した議会の情報公開
- (カ) 議会情報のオープンデータ化

【実施済の事業】

- ・ 会議録のインターネット公開の迅速化
- ・ 議会ウェブサイト「市議会のページ」の公開
- ・ インターネット（外部リンク）による会議録の公開
- ・ 一般質問・代表質問のケーブルテレビでの録画放映
- ・ 一般質問・代表質問のインターネット録画配信
- ・ 議会だよりの電子化

イ 市民参加による議会運営

- (ア) インターネットによる議会アンケートの実施
- (イ) 電子メールによる議会への市民要望・意見の受付

ウ 議会のペーパーレス化推進

- (ア) 議会スケジュール、会派スケジュールなどの電子化
- (イ) 次第、議会日程、議案書、議案説明書などの電子化
- (ウ) 議案等説明会資料、補正予算書、補正予算説明書の電子化
- (エ) 本会議、委員会、全員協議会など全ての会議資料の電子化
(除く予算書、決算書)
- (オ) 各種基本計画、議会への情報提供資料の電子化

【実施済の事業】

- ・ 会議開催通知、各種案内の電子化
- ・ 一般質問・代表質問の通告書、通告文書の電子化

エ 議員の情報活力能力の向上

- (ア) 議会提要、先例集の電子化
- (イ) 新聞記事等の検索データベースの活用

【実施済の事業】

- ・ 法規、判例検索システムの電子化

オ 議会のICT環境の整備

- (ア) グループウェア、スケジュール管理システムの導入
- (イ) タブレット端末の全議員配布
- (ウ) ペーパーレス会議システムの導入
- (エ) 本会議場、委員会室のWi-Fi化
- (オ) 本会議場への大型モニターの導入
- (カ) 委員会室への固定カメラ等の設置
- (キ) 電子表決システムの採用

【実施済の事業】

- ・ 議員控室へのノートパソコン、プリンターの配備
- ・ 議員控室のWi-Fi化

カ 危機管理体制の強化

- (ア) 被災現場等の迅速な情報収集・提供
- (イ) 議会BCP（業務継続計画）の策定
- (ウ) 議員への迅速な緊急連絡

【実施済の事業】

- ・ 議員の安否メール登録・利用

キ セキュリティー対策の強化

- (ア) タブレット端末の指紋認証
- (イ) 安全なクラウドシステムの利用
- (ウ) ネットワーク通信の暗号化、端末 mac アドレス認証
- (エ) 議会へのファイアウォールの設置

【実施済の事業】

- ・ パソコンへのウイルス対策ソフトの導入

2 ICT推進プロジェクトチームについて

(1) 検討事項

ア 議会ICT化の目的とは

- (ア) 議会運営の効率化・迅速化
 - ・ ペーパーレスの推進
 - ・ コピー、製本、差し替えなどの事務作業の軽減、業務スピードの向上
- (イ) 議会の見える化と魅せる化
 - ・ 議会のライブ中継、SNSの活用などの議会の見える化
 - ・ 議場のICT化によるわかりやすい議会運営及び議会の魅せる化
 - ・ 大型スクリーン導入、説明資料及び持込資料の電子化
- (ウ) 危機管理体制の強化
 - ・ 災害情報の共有化及び情報伝達の迅速化
- (エ) 議会の活性化 議員の資質向上
 - ・ 情報伝達の迅速化、議会スケジュール及び情報共有による事務作業の確実性の向上、エビデンス性の確保

イ 議会ICT推進の主な効果とは

(ア) 定量効果

- ・ 業務プロセス改革による事務作業の効率化・迅速化
(※特に、人件費、紙の削減、事務処理のスピードアップ)
- ・ 市民からの相談、陳情及び請願の件数増

(イ) 定性効果

- ・ 市民からの議会運営の満足度、信頼度のアップ ⇒議会活動のしやすさにもつながる

ウ 諸検討項目

(ア) ICT化に対する議員の意識調査

(イ) 電子化を対象業務及び資料の選定基準の策定

(ウ) ICTベンダーへのヒアリング

(エ) 4年間のICT化スケジュール及び範囲の明確化

(オ) システム構成、導入機器、費用の検討

(カ) 利用規約、費用負担など議会内部のルールを作成

(キ) 議員の操作及びリテラシー教育（適切に操作する）の実施

【※(オ) システム構成、導入機器、費用の検討と結果】

○ 電子会議システム

富士ソフトMoreNoteと東京インタープレイSideBooksの機能性、操作性、セキュリティ、保守サポートを比較検討し、操作性を重視して東京インタープレイSideBooksを採用

○ タブレット端末

Windowsタブレット、Android、Ipad、また画面サイズを、9.7インチまたは12.9インチにするかどうか、買い取りかレンタルかリースにするのか、費用負担は全額公費にするのかどうかを検討した結果、全議員が一斉にタブレット端末を活用するために機種は統一（操作教育も統一できる）とし、操作が簡単で標準化しやすいIpadを選定するとともに、A4資料がそのままのイメージで参照でき、予算書などの見開きページの資料も参照できることから、画面サイズは、12.9インチ（IpadPro）とした。また、IpadProなら、二つのアプリケーションを同時に立ち上げて、画面を分割して表示できる。

○ Ipad Proの導入費用・形態

契約形態については、買い取りであると市の資産となり、市のセキュリティポリシーに準拠することになることから、庁外への持ち出しが不可能となるため、レンタル形態とした。また、故障・修理は無償で対応であり、年2回までの紛失も無償で対応される。データ定額の3年3ヶ月のレンタルプランでは、約4,500円/台であることから、費用負担の内訳としては、公費2,500円、政務活動費2,000円の私費負担なしとなっている。

項目	導入費用	ランニングコスト
グループウェア	285,000円	183,000円/年
会議システム	173,000円	389,000円/年
タブレット端末利用料		1,499,000円/年
Wifi整備	3,100,000円	167,000円/年
本会ライブ中継	1,295,000円	519,000円/年
ネット回線料金	212,000円	46,000円/年
その他備品等	1,300,000円	

【※(カ) 利用規約、費用負担など議会内部のルールを作成】

○ タブレット端末を持ち出して議員活動を行うことが前提条件

議会・庁内だけでなく、行政調査や普段の議員活動でも利用することができるとともに、常に携帯することにより、リテラシーの向上を図ることができる。

○ 必要最低限のルールを取り決める

標準ソフトは、グループウェアとペーパーレス会議システムとし、端末の初期設定は行うが、必要なソフトウェアについては、各自で判断してインストールを行うこととする。また、議員活動と無関係な用途に使用することを禁止し、議会中の録音、録画、音を出す、外部とのやり取りも厳禁とする。あくまでも市民への説明については、自己責任で行うこととする。これらを定めた情報通信機器使用基準を策定する。

3 試行後の運営状況について

当初の計画では、議会の混乱やタブレット端末操作に不慣れな議員に配慮して、1年間は、紙と電子との併用を予定したが、議案書などの紙は不要であるとの議員からの声が挙がったことから、紙配布を希望する若干の議員に対してだけ紙を配布するようになった。その後、各会派内において協議された結果、議案書などの紙は各会派に原則一部ずつ配布するとともに、議場では全議員がタブレット端末を活用することに決定された。それにより、紙の配布枚数は、前年度比で約75%弱を削減する結果となった。

4 今後の課題と対応について

(1) ペーパーレス会議システムの使い勝手の向上

ア 手書き入力などの改善（遅い、各種入力補助ツールの採用）

イ 編集画面と閲覧画面の切り替えの簡易化（議案説明が早いと追いつけないため）

ウ OSの仕様上、同一のアプリケーションを複数立ち上げることができない。ペーパーレス会議システム内の資料は、同時に閲覧できない。

(2) 改選後のタブレット端末の入替え、共有データの保存期間や個人データとしての保存方法

議員改選後のタブレット端末の更新・保存データの取扱いをどうするか。

(3) 利便性とペーパーレス化のバランスの追及

電子化の導入は、ペーパーレス化が目的ではなく、あくまでも議会の効率化・迅速化・議員活動の充実にあることから、目的を果たすための検証を継続的に行う。

(4) 定期的なフォローアップ講習の実施

継続的な使用により、タブレット端末を使いこなせるようにするため、定期的な講習の実施により、リテラシーの向上を図る。



安城市議会での調査

【調査による考察】

タブレット導入に際しては、議会運営、議員活動の活発化に向けて、十二分に活用できるよう、また、導入に係る財政負担に対する市民理解を得るためにも、事前に以下の点を整理し、計画的に取り組む必要があると考える。

○ タブレット端末導入の目的

タブレット端末導入により以下の効果が期待される。

- ・ ペーパーレス化（経費の削減、環境への配慮）
- ・ 事務局における事務の効率化
- ・ 会議運営の円滑化
- ・ 議員間の情報共有（いつでも、どこでも情報にアクセスが可能となる）
- ・ 議員活動の活性化（市民あるいは行政に対する効果的なプレゼン等による提案）

タブレット端末導入に際しては、タブレット端末の活用範囲、方法等により効果が異なることから、事前に導入の目的（期待する効果）を明確にすることが必要となる。例えば、より幅広い効果を期待する場合には、自由度の高い（制約の少ない）活用方法が必要となると考える。

○ タブレット端末の使用方法・使用範囲

現在、タブレット端末に関して以下のような活用方法が想定できる。

- ・ 会議資料の配信
- ・ 会議運営の支援（資料等の閲覧、視聴）
- ・ 議会事務局から各議員への情報伝達
- ・ 議会事務局による議員のスケジュール確認（日程調整の迅速化）
- ・ 行政情報の検索、閲覧
- ・ 議員による会議資料の作成
- ・ 会議における議員によるプレゼンテーション
- ・ 議員による市民への情報提供

導入の目的に合わせて、事前にタブレット端末の使用方法を想定し、当該方法を前提として機材及びシステムに関する仕様書を作成する必要があり、必要に応じて使用範囲に関して制限を定めるなどの対応が必要である。また、使用範囲を制限しない場合には、使用に関する責任の所在も明確にする必要がある。

○ 保存すべき情報と情報の管理体制

使用方法に合わせて、共有すべき情報、情報の管理者、情報の保存場所などを明確にするとともに、必要に応じて情報へのアクセス権限を設定する必要がある。

○ 周辺環境の整備

使用方法に合わせて、周辺環境の整備が必要となるため、端末の利用コスト、システム等の開発・利用コスト以外に、付随する環境整備等に係るコストを想定して導入計画、予算を作成する必要がある。具体的には、W i f i 環境、会議室におけるモニター設置（傍聴者向け）、ライブ中継時のモニター映像の表示などが必要となると考えられる。

○ 事前準備

情報機器の利用に関しては議員間に操作技術やリテラシーの格差があるため、端末・システムを導入して直ちに会議で運用することは不可能である。そのため、運用前に研修等を計画的に実施するなど、全ての議員が必要となる最低限の操作ができるよう準備することが必要である。

○ 議事録の作成方法

議員等による資料を画面表示することを前提として会議を行う場合には、その議事録における資料の取扱を明確にしておく必要がある。

○ 他の端末の持ち込みの可否

複数の資料を一覧できない点がタブレット端末の欠点として挙げられ、このような欠点を補うため鎌倉市では所定のタブレット端末以外の端末を会議に持ち込むことを可能としている。同様の方法を採用するかどうかについて事前に定めておく必要がある。

○ 行政側の取組との連携・整合

会議運営の円滑化という観点からは、議員だけでなく行政職員も同様に端末を持ち込み、情報やシステムを共用することが必要となる。そのため、タブレット端末の導入に際しては、事前に行政と連携・協議し、足並みを揃えて取組むことが必要となる。

【委員の意見】

- メールによる連絡事項の配信によるコスト削減は、タブレット端末にしなくても現状でも出来ることである。現在、委員会などの開催通知は、郵送や電話によって行っているが、大半の議員はメールアドレスを持っていることから一斉送信（通知）が可能であり、また、携帯電話のショートメールで開催通知にある簡略な文章は送信できることから問題はないと考える。鎌倉・安城市議会での実施では、タブレット端末を起動させ、そのアプリを開ける必要があることから手間がかかる。ショートメールなら通知はされ、また、PCメールでも通知が来るため、そのほうが効率的であると考えます。
- 議員の情報ツールとしての利用は、現在多くの議員はインターネットからの情報を収集されていると思われる。会派ごとに、または個人のパソコンからの収集もあると思われる。ただし、タブレット端末を導入して情報収集だけを捉えると、現在パソコンなどを活用している議員にはそれほどメリットはないと思われる。
- ネットからの情報は、広報紙のように待っている人に情報が届くものではなく、ある程度情報を得るために探しに行かなければいけない。議会のICT化は必要ではあると思うが、市民、議員の意識を改革しないといけないと考える。
- 安城市議会は、議会が先行する形でタブレット端末の導入を行っている。本市で導入する場合は、執行部とも事前に協議し共通のシステムに則り議会運営に臨める体制を整えることが望ましい。
- 一般質問などで資料として写真やグラフなどを使う際、タブレット端末で全員に同期させることができるのはいいと思うが、議員・理事者側にもタブレット端末は必須になってくる。
- タブレット端末を導入するとしても、それは議会事務局や行政側の負担増につながる恐れもあることから、議会事務局や行政側との協議を十分に行う必要がある。

- 鎌倉市議会では実施されている、必要なデータを一つに保存し活用できる点は、実に便利であり、是非とも導入すべきであると考えているが、これは、タブレット端末を導入しなくてもできることであり、タブレット端末導入の有無と関わりなく行うべきである。これができると、個々の議員が個人のタブレット端末・ノートパソコンにこのデータを入れ、自らの活用のみならず市民への説明等に活用可能となると思われる。
- 安城市議会では実施されている、必要な情報全てが一つに保存され、検索し、活用できる点は、実に便利であるが、これについても上記と同様に、タブレット端末の導入の有無と関係なく実施すべきであると考えている。

必要な情報が一カ所にまとめられ、個人のパソコン等からアクセスし、データの転送ができるようにしておくとともに、定例会等のデータは希望者に送信するということも考えられる。システム、というほどのものを使わずに行う方法としては、事務局の1台のパソコンに必要な情報をまとめ、随時更新し、希望者に配信またはUSBにデータコピーするという方法も考えられるため、予算的には最も少なく済むのではないかと思われる。
- 安城市議会は、グループウェアでスケジュール管理、電子掲示板、メールなどを導入している。タブレット端末の導入よりも魅力を感じた。無料版もあるとのことなので試しに使ってみるのも一つの考えである。
- 議会運営の活用を目的としてのスケジュール管理であれば、土曜・日曜・祝祭日のスケジュール（公務以外）を届け出る必要はないと考える。その場合、議会運営と関わりのない私的なスケジュールを議員は別途管理する必要があり、二度手間（議会事務局の届け出、個人のスケジュール表への書込みまたは入力）になる。
- タブレット端末を導入した場合、議員個人のスケジュール管理をタブレット端末ですると、事務局の事務量の軽減になるとのことであるが、どこまで管理するかを検討する必要がある。
- グループウェアの導入により、電子メール機能、電子掲示板機能、ライブラリ機能（ドキュメント共有機能）、スケジュール管理機能、ワークフローシステム（電子決裁機能）などの機能の活用が可能となるが、どれだけの機能をどのような目的で利用するか、十分に検討しなければならない。

- ・ 鎌倉市議会では、サーバーにデータを蓄積し管理されており、容量は20ギガとやや少な目を感じたが、当面(議員任期1期分程度が適当か)の必要な書類を共有するだけなら、充分かも知れない。それより過去に遡っての検索用には、「図書室」のようなストックする場を別に設け、共有すれば良いのではないかと考える。
- ・ 安城市議会では、データの蓄積・管理はクラウドを活用し行われている。容量は、1ギガと意外に小さく感じたが、これまでは問題なく運用されといえるとのことであり、電子化する書類は、選定基準に照らしつつ実行されている。書類の電子化について、選別し絞り込みをかけることで比較的小さな容量で対応できるものと思われる。
- ・ タブレット端末の導入に限らず、ペーパーレスにできる部分はあるのではないかと思う。
- ・ タブレット端末導入の是非を議論する前に、当市議会では、タブレット端末をどのように活用したいのか、どう活用できるのかを議論すべきである。
- ・ タブレット端末を導入する要因の一つに、資料などのペーパーレス化が挙げられているが、仮に全てにおいてペーパーレス化が実現した場合、環境面に配慮した効果(紙使用量と購入費の削減)は明らかであるものの、タブレット端末導入に係る諸費用や将来における維持管理費用と、ペーパーレス化によって軽減できる費用とを比較した場合、どちらが有効なのかの疑問が残るため、タブレット端末導入にかかるコスト計算は、明確にしなければならないのではないかと考える。
- ・ タブレット端末では、自分が見たい資料がどこにあるかが探せるようにはなっているが、ペーパーでパラパラとめくって探すのにはそれはそれとしてメリットがある。
- ・ タブレット端末にはペーパーレス以外に、どこにでもいつでも膨大な資料を持ち運べるという大きなメリットがあるが、タブレット端末の画面で読むより、活字で印字された文章を読むことの方が理解度が高いのではという見方もある。現に、タブレット端末を導入している学校も出てきているが、「子どもの学力に目立った成果が表れていない」「資料を検索すると簡単に結果が出るため、問題解決能力が落ちる」「読書量が減る」などの批判も強い。

- ・ 導入のメリットを出来るだけ数量的に捉えて、市民に理解を求める必要がある。
- ・ 現在の状況からペーパーレスにした場合のコスト計算は必須であると思われる。印刷費だけではなく、議会事務局、理事者側の負担軽減についても検証し削減金額を計算する必要がある。
- ・ 全議員に一律にタブレット端末を導入することの検討では、相当の費用がかかることから、そのメリットを明確にすべきである。同期や、一議員のデータを同時に全議員に配信し議論を進めることができる点などの実際の効果がどれだけあるのかを考える必要がある。
- ・ 議会としてのICT化を進めることで、何がどう変わり向上するのか十分に検討する必要がある。単に書類を紙から電子データに置き換えるだけでは当然ながら充分とは言えない。ただし、紙の書類が主体であった議会運営と比べ、明らかにコスト及び労力削減につながるのも事実であると考ええる。
- ・ 今回訪問した両市議会以外の先進地も調査すべきである。
 今回調査した安城市議会は、逗子市議会において調査をされているが、その逗子市議会が調査、研修した流山市議会は、現在議場での採決にしかタブレット端末を利用してないことから、流山市議会が何故そのような運用だけにしたのか調査し、参考にする必要があると考える。
- ・ 議案審査（特に予算・決算の審査）においては、昨年度との比較や、予算・決算の比較等、二つの資料、時には三つの資料を同時に見ることがあるが、タブレット端末では、それがスムーズにこなせるかに不安が残る。
- ・ タブレット端末を導入するとした場合、最大の問題の一つは、ITに堪能でない議員の理解とスキル向上をどのように手当てしていくかであろう。一定期間はペーパーとの併用を行うなどの工夫とプロセスが要求される。
- ・ 『習うより慣れろ』で「理屈」や「用語」の何であるかを学習するより使い方を習得出来るよう研修しなければならない。

- 導入時の集中した研修と各定例会前での研修で議員のスキルアップを徹底して図る方法は学ばなければならない。その際に底上げに力を入れることが肝心である。
- 一般質問等は、言葉だけより、映像やデータがグラフ・表の形で示した方が理解されやすく、正確な議論にも資するため、タブレット端末を使ったモニターへの投影やその方法についても検討すべきである。
- 当議場にはモニターがあるので、資料等を表示させることが出来ればわかりやすいのではないかと考えるが、議事録等の問題もあるため、十分な検討は必要である。
- 議会としてのオープンデータ化を進めるには加工が容易なファイル形式による保存などが必要になるので、別途検討しなければならない。
- アプリケーションのインストール制限を建前とされているが、実質的には個々の議員の常識に任されているとのこと。この点は、本議会で導入を検討する場合、一考しなければならない。
- タブレット端末を議員活動で利用するなら、制約がありすぎるとタブレット端末が紙代わりになっている。ある程度の自由さは必要である。
- ルールを設け、議場での情報通信機器の持ち込みなどから、進めていくのも一つだと考える。
- 可能な限り I C T 化を進めるという観点からは、議員個人のタブレット端末を本会議、委員会に持ち込めるよう、条件整備を進めるべきである。
- タブレット端末の費用負担については、レンタルにする必要性は認識できたものの、安城市議会のように、公費と政務活動費の折半とし、議員の私費負担がない形にするかは、検討が必要である。

- タブレット端末導入の検討にはメリットとデメリットを十分に検証する必要がある。タブレット端末の導入は、弊害も予測されることから急ぐ必要はなく、他の自治体議会の導入結果を更に見据えた上で判断してはどうかとも考える。タブレット端末を用いた議会運営はまだ全国的には始まったばかりであり、今回視察した、鎌倉・安城市議会とも導入してまだ1年も経過経しておらず、現在のところはペーパーレスに基づくメリットが目立っているが、今後、タブレット端末であるがゆえの弊害が明らかになってくる可能性も捨てきれない。ICTシステムは日進月歩であることも、急ぐ必要はない要因である。
- タブレット端末の導入によって、新しく様々なことが実現でき、便利になるのも事実だが、新しくできることばかりに着目してタブレット端末導入の是非について協議するのではなく、今現在、生駒市議会では必要なものは何かを洗い出し協議することが、今後におけるICT化に向けた取組も加速するのではないかと考える。